

米国特許出願の誤訳訂正について

2012年10月18日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国特許出願明細書等（クレームを含む）は、英語で記載されていることが求められていますが、仮出願および通常の特許出願においては、出願時に日本語等の非英語言語で記載されたものを提出し、それらの英訳文を追完することが可能です。

また、パリ条約に基づく優先権を主張した米国出願またはPCTに基づく米国国内段階移行出願の英文明細書等に誤訳が存在する場合、基礎出願の明細書またはPCT出願の明細書（いずれも日本語等の非英語言語で記載されている）に基づいて誤訳訂正ができるかどうかという問題があります。

米国特許法及びその関連規則には、誤訳訂正書に関する規定がなく、誤訳訂正は補正手続で対応することが出願人に認められています。

以下に、誤訳訂正の可否について、出願形態ごとに以下に説明します。

【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：新井 孝政（大阪本部在籍）
外国専門部長代理：岡部 泰隆（大阪本部在籍）
TEL：06-6351-4384（代表）
E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.